

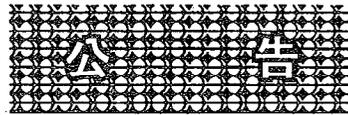
長野県報

3月31日(月)
平成15年
(2003年)
号外

目次

公 告

包括外部監査の結果に関する報告の公表..... 1



○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、柳澤孝男包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成15年3月31日

長野県監査委員

島	田	基	正
柳	沢	政	安
内	田	雄	治
柳	澤	賢	二

包括外部監査の結果報告書

及び

これに添えて提出する意見

企業局の経営する事業の管理について

長野県道路公社の財務事務の執行について

平成15年3月

長野県包括外部監査人

第1部 企業局の経営する事業の管理について

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 外部監査対象	1
(2) 監査対象年度	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 主な監査手続	1
5. 外部監査の実施期間	2
6. 包括外部監査人及び監査補助者	2
7. 利害関係	2
第2 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見	3
I. 各事業共通の事項	3
1. 監査の結果	3
(1) 退職給与引当金	3
(2) 修繕引当金	5
2. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	7
(1) 退職金及び特別昇給	7
II. 電気事業	11
1. 長野県企業局電気事業の事業内容	11
(1) 事業の目的	11
(2) 事業の概要	11
(3) 組織	11
(4) 平成13年度長野県企業局電気事業概要について	11
(5) 全国の公営電気事業との比較	12
2. 監査の結果	12
(1) 固定資産の管理について	12
(2) 建設準備勘定	12

3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見.....	16
(1) 工事関係の入札について.....	16
(2) 固定資産の有効活用.....	17
(3) 固定資産への付保について.....	18
(4) 電気事業の展望について.....	19
Ⅲ. 水道事業.....	21
1. 長野県企業局水道事業の事業内容.....	21
(1) 上水道事業の沿革及び事業の概要.....	21
(2) 水道用水供給事業の沿革及び事業の概要.....	27
2. 監査の結果.....	33
(1) 固定資産の管理について.....	33
(2) 貯蔵品の期末における実地棚卸について.....	35
(3) 長期未精算の建設仮勘定について.....	35
(4) 企業債未払利息について.....	36
3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見.....	37
(1) 料金徴収業務の外部委託.....	37
(2) 水道用水事業と上水道事業との金銭貸借に係る会計処理について.....	38
(3) 上水道事業の企業債の償還可能性について.....	39
(4) 経営形態の見直しについて.....	40
Ⅳ. ガス事業.....	42
1. 長野県企業局ガス事業の事業内容.....	42
(1) 沿革.....	42
(2) 業務内容、性格.....	42
2. 監査の結果.....	46
(1) 固定資産の会計処理(総係費の配賦)について.....	46
(2) 固定資産の現物管理.....	46
(3) 売上の検討.....	47
(4) 工事関係の入札について.....	48
(5) 委託業務の入札について.....	49
(6) 企業債未払利息について.....	51
3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見.....	52
(1) ガス事業の展望について.....	52
Ⅴ. 観光施設事業.....	60
1. 観光施設事業の概要.....	60
(1) 観光施設事業の最近5年度の業績.....	61
(2) 保健休養地事業.....	62
(3) 観光施設貸付事業.....	65

(4) 有料道路事業.....	66
路線名.....	67
霧ヶ峰線.....	67
2. 監査の結果.....	68
(1) 保健休養地事業.....	68
(2) 観光施設貸付事業.....	71
(3) 有料道路事業.....	72
3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見.....	73
(1) 保健休養地事業.....	73
(2) 観光施設事業.....	75
(3) 有料道路事業.....	75

第2部 長野県道路公社の財務事務の執行について

目次

第1 外部監査の概要.....	77
1. 監査の種類.....	77
2. 選定した特定の事件.....	77
(1) 外部監査対象.....	77
(2) 監査対象期間.....	77
3. 特定の事件を選定した理由.....	77
4. 外部監査の方法.....	77
(1) 監査の要点.....	77
(2) 主な監査手続.....	77
5. 外部監査の実施期間.....	78
6. 包括外部監査人及び監査補助者.....	78
7. 利害関係.....	78
第2 外部監査の結果.....	79
I. 公社の概要.....	79
1. 事業内容.....	79
(1) 事業の目的.....	79
(2) 事業の概要.....	79
2. 組織.....	80
3. 県との関係.....	81
(1) 出資.....	81
(2) 債務保証.....	81
(3) 受託業務.....	81
4. 平成13年度長野県道路公社事業概要について.....	81
II. 監査の結果.....	83
1. 会計処理について.....	83
(1) 受託業務に係る会計処理について.....	83
(2) 茅野有料道路無料化に伴う会計処理.....	84
(3) 消費税還付金の会計処理.....	86
(4) 財務諸表と財務諸表附属明細書との不整合.....	87

(5) 未払金の計上漏れ.....	88
(6) 退職手当引当金.....	88
2. 契約書の保存について.....	88
(1) 概要.....	88
(2) 実施手続及び結果.....	88
3. 工事契約について.....	89
(1) 新和田トンネル延伸工事の概要.....	89
(2) 実施手続.....	89
(3) 結果.....	90
4. 固定資産の管理について.....	92
(1) 現状.....	92
(2) 実施した手続.....	92
(3) 結果.....	92
第3 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見.....	95
I. 料金徴収.....	95
1. 委託契約について.....	95
(1) 契約形態.....	95
(2) 委託料に対する検査.....	95
(3) 料金徴収体制.....	96
(4) 委託料の積算について.....	96
(5) 志賀中野の自動機の更新可能性について.....	96
2. 公社の収受額のチェック体制について.....	98
(1) 料金徴収額と料金収入日報のチェックに関する現状のフロー.....	98
(2) 緊急車両台数の報告について.....	99
II. 工事関係.....	101
1. 合併施工に伴う問題点.....	101
2. 近接工事の調整について.....	101
III. その他の事項.....	103
1. パソコンの経済的な購入に関する課題.....	103
2. 臨時職員給与の現金払い.....	104
3. 徴収員会議に係る会議費.....	105
4. 交際費について.....	106
5. 県互助会事業主負担について.....	106
IV. 現地事務所におけるその他の管理上の問題点.....	108
1. 切手、通行券等資産の管理状況について.....	108

(1) 実施手続.....	108
(2) 結果.....	108
2. 事故の顛末報告について.....	109
3. パトロール関係.....	110
(1) 実施手続.....	110
(2) 結果.....	110
V. 債務の償還可能性について.....	112
1. 会社の財政状態－企業会計方式の財務諸表.....	112
(1) 試作財務諸表.....	112
(2) 前提.....	115
(3) 分析.....	117
2. 今後の課題.....	118
(1) 茅野有料道路、霧が峰有料道路の先例.....	118
(2) 会社の現状.....	119
(3) 道路の取り扱い.....	120
(4) 最後に.....	121

第1部

企業局の経営する事業の管理について

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

長野県企業局の運営する電気事業・水道事業・ガス事業及び観光施設事業の財務事務の執行について

(2) 監査対象年度

平成13年度(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

ただし、必要と認められた範囲において平成12年度以前の各年度分についても一部監査の対象としている。

3. 特定の事件を選定した理由

地方公営企業法第3条において、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と定められており、公営企業は経営の効率化・能率化を図りつつ、安全で安定した安価なサービスを提供することを求められている。今回、長野県企業局で運営されている4事業について、財務事務が関係諸法令に準拠して適正に遂行されているか、また、上記の公営企業の経営原則に従って運営されているかどうかを検討する必要があると判断し、このテーマを選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ①各事業の採算性
- ②企業債の償還可能性
- ③会計処理の適正性

(2) 主な監査手続

- ①会計帳簿等を調査し、長野県企業局の会計処理方法が法令及び規則等に準拠しているかどうか検証した。
- ②各事業別の採算性を把握し、債務の償還可能性の検討を行った。
- ③各事業の現地機関の現金及び物品の実査並びに財産管理、契約、出納等に関する事務処理について、担当者への質問、関係書類との照合等を実施した。
- ④各種工事に関して、入札関係書類、契約書等の関係書類を調査し、工事に関する財務事務の執行が法令及び規則等に準拠して実施されているかどうか検討した。

- ⑤外部業者との委託契約書等の閲覧、質問、関係書類との照合等を行った。
⑥各事業の現地機関の視察を行った。

5. 外部監査の実施期間

平成14年6月24日～平成15年3月7日

6. 包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人

柳澤 孝男 公認会計士

補助者

山中 崇 公認会計士

岩淵 道男 公認会計士

野本 博之 公認会計士

辻 芳晃 公認会計士

弓場 法 公認会計士

富田 哲也 公認会計士

松下 英樹 公認会計士

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1. 各事業共通の事項

1. 監査の結果

(1) 退職給与引当金

①企業局における退職給与引当金の設定方法

企業局においては、職員給与費決算額の一定割合もしくは一定額で算定される計算値(以下「退職給与金算定額」)とその年度の実際の退職給与金実執行額(支払額)とに差額が生じた場合に、当該差額を退職給与引当金として繰入れ又は取崩す処理を行っている。各事業の平成13年度における退職給与金算定額の算定方法は以下のとおりである。

事業名	退職給与金算定額の算定方法
電気事業	職員給与費決算額×32%
ガス事業	職員給与費決算額×20%
水道事業	職員給与費決算額×20%
観光施設事業	30百万円(定額)

②発生主義会計に基づく引当金

地方公営企業法第20条では、「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」とされており、地方公営企業に発生主義会計が適用されることが明示されている。この発生主義会計の適用の表れである引当金に関し、企業会計原則では「将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」(企業会計原則注解18)と規定している。

退職給与金は職員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払いであり、基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものと考えられるため、その発生した期間に費用として認識し、引当金を計上することが必要となる。

企業会計では「退職給付会計に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、退職給付債務(退職時に見込まれる退職給付のうち、期末までに発生していると認められる額)を退職給付引当金として計上しており、期末要支給額を退職給付債務とみなした場合の企業局各事業における引当て不足額は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

事業区分	平成14年度末 要支給額(注)	平成13年度末 引当金残高	不足額
電気事業	755,788	39,168	△716,620
ガス事業	710,837	432,284	△278,552
水道事業(上水道供給事業)	495,059	241,630	△253,428
水道事業(水道用水供給事業)	198,242	164,169	△34,072
観光施設事業	297,611	119,527	△178,084
合計	2,457,539	996,780	△1,460,759

(注)システム上、平成13年度末要支給額を把握することができないため、平成14年度末の数値を使用している。

③意見

現在の企業局における退職給与引当金の設定方法(毎年度の職員給与費の一定割合を基準額とする方法)は「公営企業の経理の手引き」(地方公営企業制度研究会編)でも紹介されており、公営企業会計において一般的に採用されている方法である。

しかし、この方法は各年度の費用負担の平準化を主目的とするものであり、上記の発生主義会計の適用の結果とはいい難い。適切な期間損益計算を行うため、また、負債を網羅的に計上し各事業の財政状態を適切に表示するために、上記不足額について退職給与引当金の追加設定が必要と考える。

なお、公営企業の経費は負担区分の例外を除き原則として当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない(地方財政法第6条)。したがって、この追加引当額は最終的には各事業が提供するサービスの料金に反映されることとなるが、これを短時間で回収しようとするサービス利用者により一時に多額の負担を強いることとなるため、より一層の経営合理化によりこの追加負担額の吸収を図るとともに、長期的な視野に立った料金体系の見直しも検討する必要がある。

(2) 修繕引当金

①企業局における修繕費予算及び修繕引当金の設定方法

企業局においては、修繕費予算額とその年度の修繕費実執行額とに差額が生じた場合に、当該差額を修繕引当金として繰入れ又は取崩す処理を行っている。ただし、上水道事業における他工事関連布設替えに係る修繕に関しては、予算実執行差額は不執行とし、引当金に影響させていない。平成13年度における各事業の修繕費予算の算定方法は以下のとおりである。

事業名	修繕費予算の算定方法
電気事業	料金算定の基礎に組み入れられた各年度の通常修繕費の発生見込額の合計額を料金算定期間で除した額及び定期的な大規模修繕に係る費用の各年度按分額の合計額
ガス事業	過去5年間の修繕費実執行額の中庸3ヵ年の平均値
水道事業 (上水道)	1. 他工事関連布設替えに係る修繕 …修繕費発生見込額 2. 他工事関連布設替え以外の修繕 …過去5年間の修繕費実執行額の中庸3ヵ年の平均値
水道事業 (水道用水供給)	土地及びダムを除く有形固定資産額に1,000分の3を乗じた額
観光施設事業	任意

②発生主義会計に基づく引当金

退職給与引当金の場合と同様に、現在の企業局の引当金設定方法は公営企業会計においては一般に採用されている方法であるが、発生主義会計の考え方からは、毎期経常的に発生する修繕に係る費用は実際にその修繕が行われた年度の費用として処理し、引当金の設定は定期的な大規模修繕に係る費用を大規模修繕が行われる年度以前の年度において計画的に行うものに限るべきである。現状、大規模修繕に備えた引当金の設定は、電気事業において採用されているほか、ガス事業に関しても平成15年度予算からは定期的に行われるガスホルダーの開放検査にかかる費用を計画的に予算に取り込む形で取り入れられることとなっているが、これら以外の引当金については、発生主義会計の適用の結果ではなく、各年度の費用の平準化及び突発的に発生する修繕に対応するための財源確保を目的とするものとなっている。

しかし、一般企業と異なり、地方公営企業は地方自治法の適用を受け予算制度に基づき事業を行うという特殊性を有するため、大規模修繕に備えるものみに引当金の設定を限定すると、予算措置がなされていない突発的な修繕事由が生じた場合、これに迅速に対応できないという問題が発生する。したがって、このような事態に備えるために、ある程度の修繕費執行枠を確保する現在の方法を継続することはやむを得ないと考えられる。

③意見

各事業の過去5年間の修繕準備引当金の増減額及び残高並びに修繕費実行額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名		H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	5年平均
電気事業	引当金増減額	△ 44,855	△ 111,352	34,553	41,274	△ 152,256	
	引当金残高	246,466	135,113	169,667	210,941	58,685	
	修繕費実行額	402,777	469,274	306,773	289,128	445,108	382,612
ガス事業	引当金増減額	△ 21,506	3,452	3,526	36,426	8,251	
	引当金残高	277,175	280,627	284,154	320,580	328,832	
	修繕費実行額	128,506	100,547	86,632	56,546	83,994	91,245
水道事業 (上水道事業)	引当金増減額	31,000	△ 55,541	25,044	△ 23,944	8,848	
	引当金残高	130,551	75,010	100,055	76,111	84,959	
	修繕費実行額	300,536	366,252	311,919	554,594	495,654	405,791
水道事業 (水道用水供給事業)	引当金増減額	△ 18,873	△ 15,984	△ 15,583	△ 50,378	△ 50,208	
	引当金残高	240,102	224,118	208,535	158,156	107,947	
	修繕費実行額	67,143	64,227	65,086	97,304	97,521	78,256
観光施設事業	引当金増減額	△ 6,744	△ 15,394	0	32,249	74,755	
	引当金残高	37,528	22,134	22,134	54,383	129,139	
	修繕費実行額	100,584	104,529	93,362	106,863	164,291	78,880
企業局合計	引当金増減額	△ 60,979	△ 194,819	47,542	35,627	△ 110,609	
	引当金残高	931,824	737,004	784,546	820,174	709,565	
	修繕費実行額	999,548	1,104,831	863,774	1,104,437	1,286,569	1,036,786

(注) 観光施設事業の過去5年間平均執行額には、有料道路事業分を含んでいない。

上記の表から、ガス事業・水道用水供給事業及び観光施設事業に関しては、過去5年間の修繕費実行額の平均値に比較して、引当金残高が過大なものとなっていることがわかる。これらの大規模修繕に備えるもの以外の通常の修繕に係る引当金については、突発的な修繕に迅速に対応するために必要と考えられる額(例えば、過去の修繕費実行額の最大値と平均値の差額)を引当金の上限として設定し、当該上限以上の引当金を設定することは避けるべきと考える。

2. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

(1) 退職金及び特別昇給

①現状

企業局において退職者が出た場合には長野県職員退職手当条例に基づき、退職金を支給する。退職者が知事部局で勤務していた期間がある場合には、当該期間に対応する分については一般会計で負担する。一方、知事部局での退職者が企業局に勤務した期間がある場合には、当該期間対応分について企業局が負担している。

②手続

平成13年度の退職金の支給のうち6件を抽出し、手続の妥当性、計算の正確性を検討した。

③結果

ア. 定年退職者以外の退職者への退職金の割増支給

平成13年度に勧奨により退職した職員(勤続25年以上)に対して、退職金計算の基礎となる給料の月額を、退職月から半年遡って昇給させ、退職時さらに上の号俸に特別昇給させている。また、条例に定められた早期退職加算を加味して退職金の計算をしている例が認められた。

(意見)

企業局説明では、上記の職員は勧奨による退職とのことであるが、勧奨の事実を示す書類が整備されていなかった。勧奨による場合、普通退職の場合と退職金計算方法が異なることとなるため、勧奨事実を明確にする書類の整備が望まれる。

退職時の特別昇給については、「職員の給与に関する規則」第28条第1項第3号を適用したものであり、次のイ. で取り上げる。

また、勧奨による退職者については勤務成績が良好な場合、特別昇給定数内の特別昇給制度(「職員の給与に関する規則」第27条)を適用し、退職の半年前に同様の昇給を行っており、上記退職者は勧奨に応じる意思表示が退職の直前であり退職日の確定が遅れたため、他の職員との均衡を考慮し、結果として半年遡り特別昇給を措置したものとのことであるが、本人の退職の意思表示が遅い場合にまで、他の職員との均衡を考慮する必要があるかどうかについては検討が必要と考える。

今後、同様の場合にどのように対応するかについて検討し、運用の根拠を明確に説明できるようにする必要がある。

(参考)

長野県職員退職手当条例(平成13年4月1日現在)

(整理退職等の場合の退職手当)

第5条 定数の減少、組織の改廃又は予算実行上の要請により、任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基づき、勲褒を受け又はその意に反し退職した者、公務上の傷病により退職した者、公務上死亡した者、25年以上勤続し、かつ、その者の非違によることなく勲褒を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの及び25年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者又は任期の定めのある職員で任期の終了により退職したのものに対する退職手当の額は、前条第1項の規定により計算した額に100分の120を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する者のうち、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職又は死亡の日(以下この項において「退職等の日」という。)において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上である者の退職手当の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる給料月額、その者の給料月額及び当該給料月額に退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額とする。

職員の給与に関する規則(平成13年4月1日現在)

(特別昇給定数内の特別昇給)

第27条 任命権者は、職員が次の各号の一に該当する場合には、一般職員給与条例第8条第2項若しくは第3項ただし書、学校職員給与条例第11条第2項若しくは第3項ただし書又は警察職員給与条例第8条第2項若しくは第3項ただし書の規定により、第3項の規定に基づいて定める特別昇給定数の範囲内で、その昇給期間を短縮して直近上位の給料月額(一般職員給与条例第8条第3項、学校職員給与条例第11条第3項又は警察職員給与条例第8条第3項の規定の適用を受ける職員にあつては、前条の規定による直近上位の給料月額をいう。以下次条第1項及び第30条において同じ。)に昇給させることができる。

(1) 勤務成績が特に優秀であるという理由によつて表彰を受けた場合(第28条第1項第2号に該当した場合を除く。)

(2) 勤務成績を判定するのに足りると認められる事実に基づいて、勤務成績が特に優秀であることが証明された場合

(3) 前号に掲げる場合又はこれに準ずる場合に該当する職員が昇格した場合

2 次の各号のいずれかに該当する職員については、前項の規定は適用しない。

(1) 条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員

(2) 休職中の職員

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号。以下「派遣条例」という。)に定める派遣職員

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)をしている職員

(5) 大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の3第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)をしている職員

(6) 懲戒処分を受けてから1年を経過しない職員

(7) 第31条第2項に定める昇給の時期以前1年間において、一般職員給与条例第29条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等、年次休暇、特別休暇、職員の分限に関する条例(昭和27年長野県条例第8号)第2条の規定による休職並びに派遣(派遣条例に規定する派遣をいう。以下同じ。)以外の理由によつて、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)第7条第1項に規定する勤務日等(第42条の3において「勤務日等」という。)のうち勤務しなかつた日が30日を超える職員

- (8) 前項の規定による昇給後1年を経過しない職員
- (9) 前項の規定による昇給直後の給料月額又はこれに相当する給料月額を受けている職員

3 特別昇給定数は、1年について、任命権者ごとの職員の定数に100分の15を乗じて得た数(その数が1に満たないときは、1)を超えない範囲内で、任命権者が定める。

(研修、表彰等による特別昇給)

第28条 任命権者は、勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当する場合には一般職員給与条例第8条第2項若しくは第3項ただし書、学校職員給与条例第11条第2項若しくは第3項ただし書又は警察職員給与条例第8条第2項若しくは第3項ただし書の規定により、その昇給期間を短縮して、直近上位の給料月額に昇給させることができる。ただし、第1号及び第2号に該当して行う昇給は、あらかじめ人事委員会と協議しなければならない。

- (1) 職員研修に参加し、成績が特に良好なものとして認定された場合
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設においてきわめて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- (3) 20年以上勤続して退職する場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職する場合

2 任命権者は、勤務成績の特に良好な職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害となつた場合には、一般職員給与条例第8条第2項、学校職員給与条例第11条第2項又は警察職員給与条例第8条第2項の規定により、その昇給期間を短縮し、又は現に受ける号俸より2号俸以内上位の号俸に昇給させることができる。

3 前項の規定は、一般職員給与条例第8条第3項、学校職員給与条例第11条第3項又は警察職員給与条例第8条第3項の規定の適用を受ける職員について準用する。

イ. 定年退職者の特別昇給

定年による退職については、条例に従い退職手当は計算されていた。ただし、退職時には全員が特別昇給しており、当該昇給後の基本給を基礎として退職金の計算が行われている。また、全員が退職半年前の10月にも昇給している。

(意見)

退職時の特別昇給は、「職員の給与に関する規則」第28条第1項第3号の規定を根拠としている。

平成10年度以降の定年退職者数と上記の規定の適用者数の関係は次のとおりである。

年 度	定年退職者数	うち28条適用者数
平成10年度	4人	4人
平成11年度	5人	5人
平成12年度	7人	7人
平成13年度	8人	8人
合計	24人	24人

規則では、「勤務成績が特に良好な職員」との定めになっているが、結果としては上表のとおり企業局の全ての定年退職者に特別昇給が行われている。

「勤務成績が特に良好」とは長期の休職や懲戒がないことなどを総合的に勘案して判断しているとのことであるが、規則のそのような解釈については疑問がないわけではない。規則の表現の見直し等を含め、検討の余地があると思われる。

また、香川県のように退職時の特別昇給制度自体の廃止を行う県も現れているが、人事活性を目指す長野県においても、退職金制度全体の中における特別昇給制度の位置付けを見直すことも検討すべきと思われる。

特別昇給の問題は今回企業局の監査において意見として取り上げているが、県のホームページで定年退職者について原則1号俸の特別昇給を行っていることを公表しているのとおり、企業局固有のものでなく県全体の制度に係わる問題である。

なお、定年退職半年前に基本給を上げることは、ア. で述べたとおり、特別昇給定数内の特別昇給制度（「職員の給与に関する規則」第27条）を根拠としているが、当該規則には「勤務成績が特に優秀」な場合に適用する旨記載されており、上記で述べた退職時の特別昇給と同様の検討が必要と考えられる。